

第3回 京都府後期高齢者医療協議会 会議録

(日 時) 平成20年12月22日(月)午後1時～2時15分

(場 所) 京都府国民健康保険団体連合会5階 第1会議室

(出席者) 委員：浅田委員、安達委員、今中委員、緒方委員、片田委員、川嶋委員、小林委員、砂川委員、増山委員、山田委員、吉田委員
(欠席：中川委員)

広域連合事務局：四方広域連合長、山田副広域連合長、原事務局次長、木下業務課長、畑中総務課担当課長
ほか事務局員

1 開会

2 四方広域連合長挨拶

3 新任委員の紹介

新たに就任された小林委員と山田委員の紹介

4 議事

(1) これまでの政府・与党による主な改善策について

ア 保険料の軽減等について (資料1ページ)

イ 新たに現役並み所得者になる方への対応について (資料5ページ)

ウ 75歳到達月の患者負担の限度額が2倍になることへの対応について (資料6ページ)

エ 年金からの保険料徴収に係る対応について (資料7ページ)
について事務局から説明

(質 疑)

(委 員)

資料5ページの改正内容で70歳以上の者との収入合計が520万円未満の場合、申請をすれば1割となるということであるが、70歳を超えて身体

的にも能力的にも低下されている方がどのような方法で申請するのか。自分から申請ができる能力があるのか。具体的な申請方法を教えていただきたい。

（事務局）

基本的には、市町村窓口に出向いていただき、申請していただくことになる。もちろん、該当しそうな方についてはあらかじめお知らせをしている。

（委員）

これからは単身の高齢者、夫婦ともに高齢者という世帯が増えると予想される。役所関係の文書は見ようと思ってもなかなか理解しにくいし見にくいという高齢者もおられるので、そうした事情を考慮して市町村とうまく取り組んでいただければありがたい。

（事務局）

高齢者だけの世帯把握については、もちろん市町村の職員が意識しなければならない。民生児童委員さんが各地におられるが、綾部市の場合は、一人暮らしや高齢者の2人暮らしの方を民生児童委員さんが訪問するに当たって、安心カードというものを使い、年に一度更新する形で頻繁に接触をして状況をつかんでいただいております、意識的に職員と一緒に働きかけをしてもらうように取り組んでいる。機会があれば各市町村にその旨を伝え、遺漏のないようにしていきたい。

（委員）

該当しそうな人にはお知らせをするということだが、75歳以上の方全体の広報は実施しないのか。該当していなくても「こう変わっていますのであなたが該当すると思ったら一度役所で確認してください」という広報は実施しないのか。該当しそうな人の判断基準で全部網羅できるかどうか、該当している人が知らなくて手続をされなければ支出が大きくなるわけであるから広報は徹底していただきたい。75歳以上全員に「こうなってますから該当しそうだったら相談してください」という広報を別途していただいた方がよいのではないかと。

（事務局）

市町村から課税額の情報をいただいております、いたずらに混乱をさせない意味でも、該当しそうな人にきちんとお知らせをするという対応を基本としている。

(委員)

6ページの負担上限額の件は、現実に起こっても制度の狭間でうまくいかないことが発生している事実であるが、医療保険の加入先を月半ばで変えることが混乱の元である。「75歳になられた次の月から」と整理することだけで、診療報酬請求も含めて混乱は生じないのではないかと思う。この点については制度発足前に働きかけを行ったがこのようになってしまった。全国の広域連合での会議や問題点の議論の中でも検討していただき、厚労省との会議で協議していただければありがたい。

(事務局)

この件については、制度施行前から非常に危惧していた点であるが、法律がそのように最初を書いてしまったという経過がある。現在、国は政令の改正等で対応しようとしている。

いただいたご意見も踏まえ、必要に応じて意見をいう機会があれば国に対して言っていきたい。

(2) 被保険者資格証明書の運用の考え方(案)について(資料8ページ)
について事務局から説明

(会長)

資格証明書については機械的に適用するようなことをせず、十分に接触をとって事情をよく勘案するという運用の考え方の説明があった。

(質疑)

(委員)

運用の方針には反対ではないが、実際に発行するときの相当の収入という基準はどのようにするのか。基準を定めることは難しいことと思うが、考えがあれば説明してほしい。

(事務局)

基準としては非常に難しい。資格証交付の本来の趣旨は保険料を滞納している人への納付相談や納付指導の機会の確保であり、一律的、機械的に交付するものではない。基準の明確化については今日のご意見を参考にし、また

市町村との協議を十分に行った上で慎重に検討していきたい。

（委員）

資格証明書は国民健康保険にはルールがあるが、従来の老人保健法の対象者には資格証明証の考えはなかった。それをわざわざ後期高齢者のところに入れた考え方の中には十分な収入がありながら払わない人がいるので必要があったと理解するが、75歳以上で収入が減って払えなくなった人は、その人の収入が戻るのかというのは、仕事のありようや年齢を考えれば普通は考えにくく、慎重な運用が必要だと思った。

京都府に申し入れしたときも、簡単に言えば本当は払えるのに払わない人に適用の仕方を限定してやりたいとの返事を頂戴していたが、今の広域連合の返事を聞き安心した。決して高齢者の方に苛烈なことにならないような運用をお願いしたい。

9ページの右に、厚生労働省令で定める期間は1年間とするとあるがその先はどうするのか。

（事務局）

法律の規定は1年を経過するまでの間に保険料を払わない人については発行することになるが、まずは被保険者の方の実情把握をし、納付相談をきちんと対応していくことになる。繰り返しになるが一律に機械的にするということではないことをご理解いただきたい。

（委員）

保険料の徴収は各市町村が行うということであるが、保険料を滞納するという状況は千差万別で個々の滞納者の状況把握をするには保険料徴収をする市町村職員の能力が問われることになる。各市町村が100パーセント同じ基準を通すことは難しいかもしれないが、取扱上の差が少なくなるように、研修実施をすることは考えているのか。

（事務局）

運用基準については広域連合で定めることとなるので取扱いが市町村ごとに異なることはない。今後、市町村とも十分協議をして同じスタンスで運用できるようにしていきたい。

（委員）

直接何百人という市町村職員が携わるので、同じスタンスでやっていく方

法論として話を聞かせていただいた。

(事務局)

まず徴収率の目標を掲げて、それに近づける努力が大切である。全体で運営している保険なのでみんなが同じ気持ちで、払う力がある人には払っていただき、徴収率を把握して全体が近づくように努力することが大事だと思う。

京都府が提唱する税の共同化については、来年12月に何百人という組織で立ち上げられ各市町村が同じ考えで、納税する人の立場に立ち十分相談に乗りながら生活の指導もしていくことになるだろう。

高齢者の方への対応も同じ。相談に乗ることを通じて徴収率を上げ、結果的に資格証明書の発行をなくす、分割の支払いにも応じるなどきめ細かくやっていく必要がある。

京都府の税の共同化は第一歩。当然、国民健康保険や後期高齢者医療の徴収担当者にも広げていき、最終的には水道料やその他の保険料も含めた総合徴収の促進を各市町村足並みそろえてやっていきたいと考えている。

(委員)

資格証交付の関係では、国民健康保険法の改正があり、中学生以下は保険証を交付することとなった。広域連合も47あり、いろんな取り扱いがある。法的整備や統一すべき大きな課題については国の方をお願いし、徴収率に関しては、能力があっても収めない場合の対応については市町村がいろんなノウハウを持っている。いろんな意見を聞きながら進めていかれたらと思う。

(3) 京都府補助金による保険料率の引き下げについて(資料11ページ)
について事務局から説明

(質疑)なし

(会長)

予定されている議事については終了した。

(その他)

(委員)

75歳以上の高齢者は1つも2つも病気を抱え、保険料のことを心配し医療費を支払いながら頑張っている。平均寿命が延び超高齢化社会になり、人

数が増えることから負担が増えるのではないかと心配している。国が平成21年度予算を編成しているが道路特定財源がどのように使われるかを注目しており、戦中戦後頑張った高齢者が少しでも報われるように考えてほしいと願っている。京都府からも補助をしていただいているので、国の方も補助していただくように会合のたびにお願いをしていただきたい。

広報の話が出たが、書類を見るのが面倒くさいと感じる年齢の方々であり、もらってもよく読まないというのが現状。あの手この手と十分市町村と連携をとって考えていただきたい。民生児童委員さんの話も出たが私が住んでいる舞鶴市の方でも把握の作業が進んできているのでお力を貸していただくのに広域連合の方から市町村の方へお願いをしていただければありがたいと思う。

（事務局）

家族が一番状況を把握しているのだから、民生児童委員さんも大事だが家族が親身になってフォローすべき。

（委員）

独居老人、寝たきりで外に出られない人が増え、通知がきても十分に対処できない、相談できない人が増えているから問題がでてくる。子どもにも頼れない家庭が増えている社会構造の変化の中でいかに弱者を救済するか、弱者に対して目を向けるかが行政としては大事だと思う。

広域連合が国の決めた狭いルールの中で動かなければならない状況にあるのでなかなか論議がつくせない。行政の長として、それぞれのスペシャリストとして国に今後の日本の医療、福祉をどうするのかを提議していただきたい。それが1人1人の責任だと思う。

（事務局）

広報については、従前から市町村と協議して広報をしている。市町村では各自治会を通じて説明会を開催してきた経過もある。紙の方で読んでいただくのもご苦勞な面があるかと思われるので市町村の出前講座等を利用いただきたい。一定の人数が集まれば説明にお伺いさせていただいている。広域連合としても団体から要望があれば広報をさせていただいている。

（委員）

舞鶴市の方に出前講座のお願いをしたら気持ちよく対応していただいた。十分に利用させていただいており、御礼を申し上げたい。

(事務局)

国への働きかけについては、個別でも行い、市長会、町村会を通じても市町村の問題として議論が行われている。また現場におけるさまざまな問題を洗い直しながら更にいい制度にしていこうと厚生労働省との協議も予定している。

保険料を払えるのに払わないという人にアドバイスする基本は家族だと思う。もちろん家族のおられない人についてはフォローが必要だが、都会に出て働く子どもたちが家に残っている親にもっと関心を払ってほしい。行政が携わるのとは違う家族愛のつながりの大切さを皆さんの団体においても強調していただきたい。親が保険料を納められない状況であれば親に世話になった子どもたちが考えるのが当たり前だという家族関係の意識の働きかけを強めることが地域のコミュニティー維持の基本であり、啓蒙をよろしく願いたい。我々は責任を持ってきちんとした体制をとるが、それを越えるのは家族の愛だと感じている。

(会長)

広域連合においては、本日委員の皆さま方から大変重要なお意見、ご指摘が出されており、できる限り運営面に生かしていただければと思う。

4 閉会

山田副広域連合長挨拶